

質 問 書

平成27年7月31日

東京電力株式会社 御中

申立人ら代理人 弁護士 日 置 雅 晴



同 弁護士 濱 野 泰 嘉



ほか

冠省 浪江町原発ADR集団申立事件（平成25年（東）第1479号ほか、申立人 \_\_\_\_ほか、相手方東京電力株式会社）につき、以下のとおりご連絡します。

申立人らは、平成27年6月29日の進行協議において、本和解案に対する相手方の考えをうかがいましたが、今後の進行を考える上であらためて確認したいと思っておりますので、平成27年8月21日までに別紙の質問事項につき書面にてご回答ください。

よろしくお願ひ致します。

草々

(別紙)

## 質 問 事 項

### 第1 平成27年6月29日進行協議でのやりとりについて

- 1 東電代理人は、進行協議において、「申立人ら13名だけでなく、申立人ら全員についても、避難生活の長期化により将来への不安等が増大したという事情が認められることにつき争わない」と発言したが、東電の主張もそのとおりで間違いないか。違うのであれば、東電の主張をあらためて明確にするとともに、進行協議において東電代理人が東電の主張と違う発言をした理由も説明されたい。
  
- 2 東電代理人は、進行協議において、「今回の和解案自体が間違っているとは思っていない」と発言したが、東電の主張もそのとおりで間違いないか。違うのであれば、東電の主張をあらためて明確にするとともに、進行協議において東電代理人が東電の主張と違う発言をした理由も説明されたい。
  
- 3 東電代理人は、進行協議において、「和解案を尊重することはかわっていない。しかし、今回の和解案は納得できない」と発言したが、東電の主張もそのとおりで間違いないか。違うのであれば、東電の主張をあらためて明確にするとともに、進行協議において東電代理人が東電の主張と違う発言をした理由も説明されたい。
  
- 4 仲介委員は、進行協議において、慰謝料月額10万円は上限ではない、中間指針は賠償額についての最低限の基準を定めたものであると発言したが、この点について、東電も同じ考えであるということでもいいか。違うのであれば、東電の主張をあらためて詳細かつ明確に説明されたい。

- 5 仲介委員は、進行協議において、総括基準2の増額事由は例示列举であり、仲介委員が原発ADRにおいてある事情が9項の包括的な基準にあたると判断した場合は、慰謝料の増額事由になると発言したが、この点について、東電も同じ考えであるということでもいいか。違うのであれば、東電の主張をあらためて詳細かつ明確に説明されたい。
- 6 仲介委員は、進行協議において、仲介委員が原発ADRにおいて増額事由があると判断した場合、その増額の具体的金額を決める権限も仲介委員にあると発言したが、この点について、東電も同じ考えであるということでもいいか。違うのであれば、東電の主張をあらためて詳細かつ明確に説明されたい。

## 第2 東電と仲介委員の考えの違いについて

- 1 東電の近藤補償相談室長は、平成27年6月29日の進行協議において、「慰謝料月額10万円は原賠審の中や有識者で検討してきた結果。このベースを変えることはできない」と発言したが、仲介委員は、本和解案は慰謝料月額10万円のベースを変えるものではないと説明している。東電の主張も近藤室長の発言と同じであるということでもいいか。そうであれば、東電は、どうして、仲介委員の説明と異なる考えを有するのか、その理由を説明されたい。
- 2 東電の代理人は、進行協議において、避難生活の長期化により将来への不安等が増大したという事情は増額事由にはならないと発言したが、仲介委員はかかる事情は増額事由になると説明している。東電の主張も代理人の発言と同じであるということでもいいか。そうであれば、東電は、どうして、仲介委員の説明と異なる考えを有するのか、その理由を説明されたい。

- 3 東電の代理人は、進行協議において、個別具体的な事情であれば増額を認めると発言したが、仲介委員は本和解案は個別具体的な事情により判断したと説明している。東電の主張も代理人の発言と同じであるということでもいいか。そうであれば、東電は、どうして、仲介委員の説明と異なる考えを有するのか、その理由を説明されたい。
  
- 4 仲介委員は、本和解案において、「避難生活による精神的損害が中間指針等が定める月額10万円ないし12万円では慰謝し尽くされていない」と評価しているが、東電は「中間指針及び同第二次追補に基づく慰謝料の賠償において考慮されている」と主張する。東電は、どうして、仲介委員の説明と異なる考えを有するのか、その理由を説明されたい。
  
- 5 東電は、本和解案が「中間指針等と乖離する」と主張していたが、その考えは現在も変わらないのか。もし変わらないのであれば、「中間指針等と乖離する」とは具体的にどういう意味なのか、東電の主張をあらためて詳細かつ明確に説明されたい。また、平成26年8月4日付け「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」が、「仲介委員が提示する和解案に…中間指針等から乖離したもの…は存しない」としていることと異なる考えを有することになるが、その理由を説明されたい。

以上